

京都市告示第684号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市西京区川島五反長町65番1及び同区下津林八島40番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める地下水の水質の測定

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

ア 京都市南区久世高田町336番1の一部

イ 京都市西京区川島五反長町65番1，同区下津林八島40番，同区下津林津森1番，同区下津林佃119番及び同区下津林番条67番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)